

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
平成 2 8 年度施策評価結果

尼 崎 市
平成 2 8 年 1 1 月

目 次

1 施策評価に当たって

- (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- < 参考 1 > 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図・・・・・・・・4

2 施策評価結果

- (1) 目標ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - 子育てを楽しむ家庭環境づくり・・・・・・・・・・5
 - すべての子どもが健やかに育つ環境づくり・・・・7
 - 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり・・・・9
- (2) 施策ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

資料編

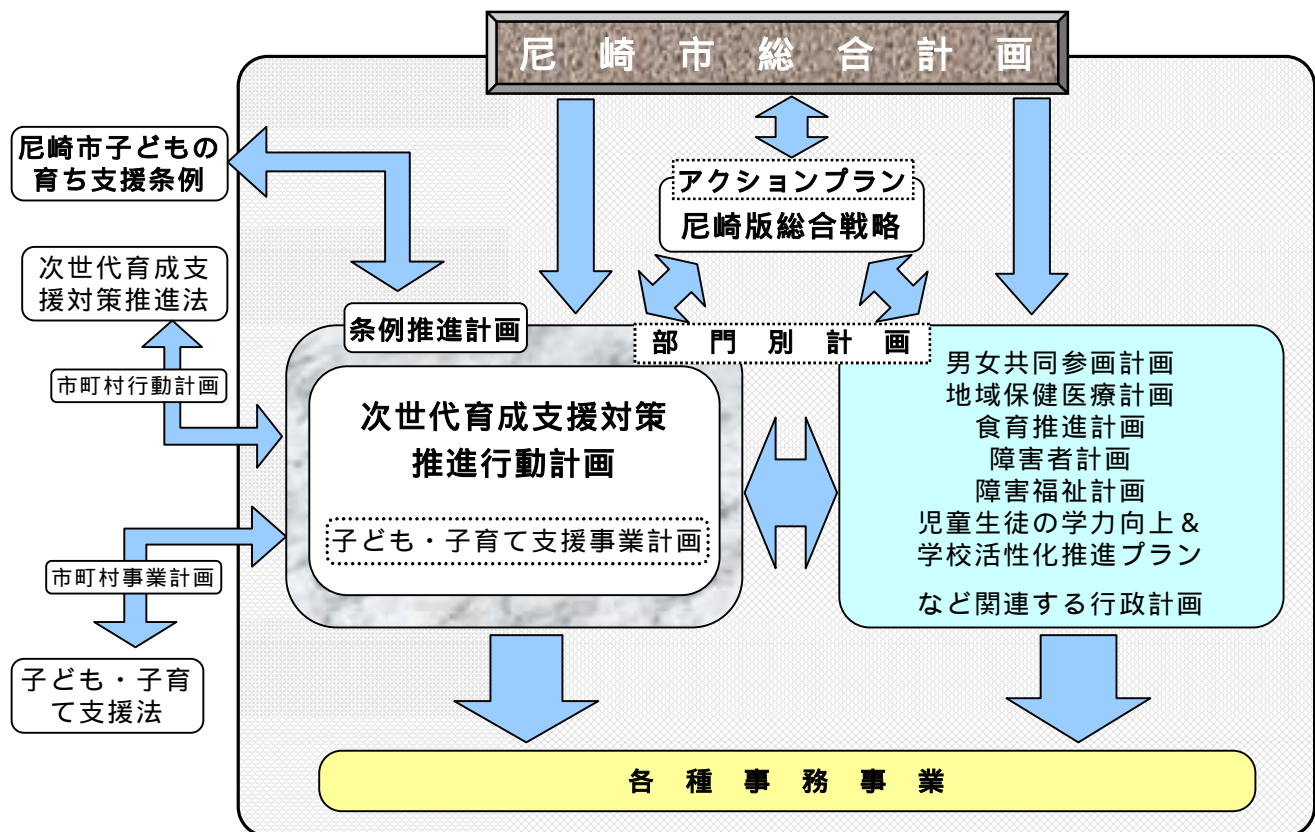
- 1 ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）・・・17
- 2 尼崎市子どもの育ち支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・18

1 施策評価に当たって

(1) 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第 12 条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

(2) 計画の体系

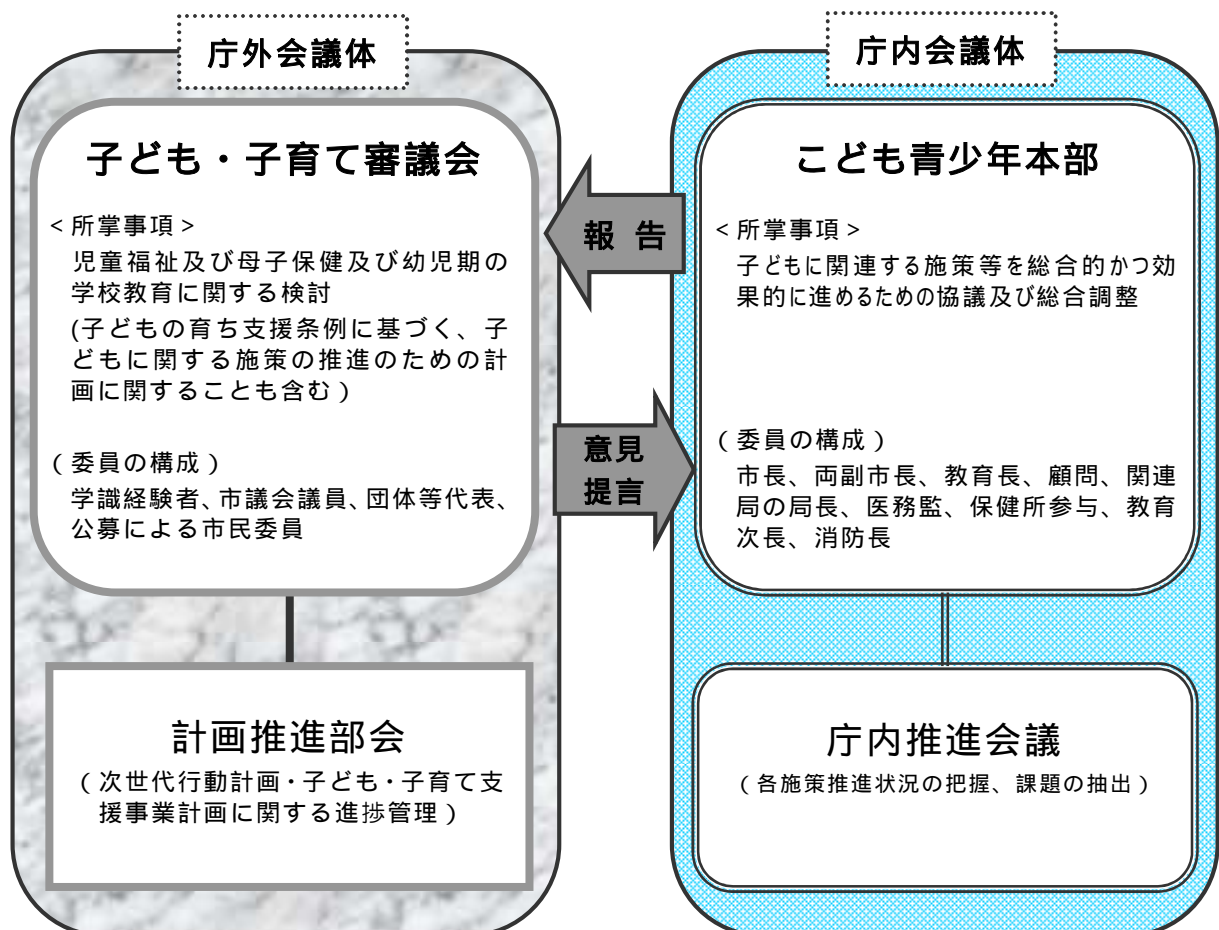
目 標	施 策	施策の方向性
目標 1 子育てを楽しむ家庭環境づくり	(1)安全に安心して産み育てるための支援 (2)家庭の子育て環境の充実に向けた支援	妊産婦・子どもへの健康づくり支援 子育てしやすいまちに向けた取組み 家庭の子育てを支える取組み 子育てと仕事の調和の実現に向けた支援
目標 2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援 (2)地域で子育てを支えるための支援	要保護・要支援の子どもとその家庭への支援 障害のある子どもとその家庭への支援 地域の子育て力を高める取組み
目標 3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり	(1)学校教育の充実に向けた取組み (2)青少年健全育成のための支援	学力向上及び健全な心身の育成 教育環境の整備 学校・家庭・地域社会の連携 多様な学習機会の提供 多世代・異年齢との交流 青少年の主体的な活動支援

(3) 計画の進捗管理

本計画の施策体系は、総合計画における施策の展開方向に対応した体系となっていることから、総合計画の施策評価システムを活用し、評価（Check）、改善（Action）に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル（PDCA サイクル）を推進します。

進捗管理に当たっては庁内会議体（尼崎市こども青少年本部並びに庁内推進会議）にて施策ごとの点検・評価を行い、その結果を庁外会議体（尼崎市子ども・子育て審議会並びに計画推進部会）に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用しながら、平成 31 年度の目標達成に向けたマネジメントサイクルを実施します。

< 計画の進捗管理体制 >



< 参考 1 > 次世代計画と総合計画の施策の展開方向相関図

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画		尼崎市総合計画における施策の展開方向
目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり		【01 地域コミュニティ】【04 子ども・子育て支援】【05 人権尊重】 【10 医療保険・年金】【11 地域保健】【13 生活安全】 【14 就労支援】【20 都市基盤】
(1)安全に安心して産み育てるための支援	妊産婦・子どもへの健康づくり支援	支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。(10-1) 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。(10-2) ライフステージに応じた健康づくりを支援します。(11-1) 適切な医療体制の確保に努めます。(11-2) 健康危機管理体制の確立に取り組みます。(11-3)
	子育てしやすいまちに向けた取り組み	子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。(01-2) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。(13-1) 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。(20-1)
(2)家庭の子育て環境の充実にに向けた支援	家庭の子育てを支える取り組み	家庭における子育て力を高めます。(04-1)
	子育てと仕事の調和の実現に向けた支援	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。(05-1) 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り込みます。(14-1) 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。(14-2)
目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり		【04 子ども・子育て支援】【06 地域福祉】【08 障害者支援】 【09 生活支援】
(1)社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。(06-3) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。(09-1) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。(09-2) 生活保護の適正運営と自立支援の取り組みを進めます。(09-3)
	障害のある子どもとその家庭への支援	地域での在宅生活を支えます。(08-1) 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。(08-2) 障害のある人の社会への参加を促進します。(08-3)
(2)地域で子育てを支えるための支援	地域の子育て力を高める取り組み	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。(04-3)
目標3 豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり		【02 生涯教育】【03 学校教育】【04 子ども・子育て支援】 【05 人権尊重】
(1)学校教育の充実にに向けた取り組み	学力向上及び健全な心身の育成	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。(03-1) 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。(05-3)
	教育環境の整備 学校・家庭・地域社会の連携	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。(03-2) 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。(03-3)
(2)青少年健全育成のための支援	多様な学習機会の提供	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。(02-1)
	多世代・異年齢との交流	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。(02-2) 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。(02-3)
	青少年の主体的な活動支援	子どもの主体的な学びや行動を支えます。(04-2)

2 施策評価結果

(1) 目標ごとの評価

子育てを楽しむ家庭環境づくり

< 取組み内容と課題（主なもの） >

- 妊婦健診費用助成事業の拡充等により、妊娠 11 週以内の妊娠届出率は上昇傾向にある。妊娠届出時に全ての妊婦に面接相談を実施し、ハイリスク妊婦のうち優先度の高い妊婦への継続的な個別支援をしているものの、全ての不安等を抱えた妊婦へのフォローには到っていないことが課題である。
- 乳幼児健康診査の受診率は未受診者勧奨の効果もあって上昇しており、平成 27 年度は他市並みの 95% であった。今後は保健福祉業務の再編による移行と、執務医に関しては医師会との調整が課題である。
- 「阪神南圏域小児救急医療電話相談」の相談件数は減少傾向にあるものの、「相談のみ」で終わるケースが多く、保護者の不安を解消する効果があったと考えられることから、「電話相談」の認知度を更に高め、利用を促進していくことが必要である。
- 麻しん・風しんの予防接種は国が掲げる接種率 95% を目標値とし、1 期 94.3%、2 期 89.3% と、1 期は目標をほぼ達成した。
- 子育てしやすいまちに向け、防犯力の高い地域コミュニティづくりや交通安全対策の推進を目指して、各種講習会や参加型教室、地域との連携による巡回や可動式防犯カメラの設置など、防犯意識や交通ルールの遵守に関する意識啓発に取り組んだ。その結果、市内の犯罪認知件数や自転車関連事故件数は減少傾向にある。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問実施率が上昇傾向にあり、子育ての不安や育児負担の軽減に繋がった。訪問員は子育て家庭に対する各種情報提供とともに担当保健師と常に連携しながら訪問を実施しており、支援が必要な家庭の早期発見や適切な支援につなげていくためにも、訪問実施率を更に向上させる必要がある。
- 平成 27 年度は、子ども・子育て支援事業計画を基本に保育の量の確保に取り組み、幼稚園等から認定こども園への移行や小規模保育事業の新設などにより合計 424 人の定員を拡充した。この定員増により、平成 28 年度当初の保育所入所待機児童数は 47 人と前年度の 68 人から減少した。一方、共働き世帯の増加や勤労形態の多様化などによって保育需要は増加しており、その結果、区域によっては保育の量の見込みも確保量も計画値を大きく上回ったところもあった。

- 児童ホームの入所対象年齢要件が小学校 6 年生まで拡大されたことなどにより、利用希望が急激に増加している中、平成 28 年度に向けて金楽寺及び塚口の施設整備により 40 人ずつ定員を増員するとともに、新たに民間事業者に対する補助制度を創設するなど、定員の拡大による待機児童の解消に取り組んだ。ただし、区域によっては需給バランスが大きく崩れているところもあることから、引き続き区域ごとの需給バランスを考慮しながら利用定員増などの早急な対応を図る必要がある。
- 子育てに関するニーズが多様化する中、複雑化する子育て情報を正確に市民に伝えるなどの利用者支援事業をどういう形で展開していくかなど、体制面も含め課題整理していく必要がある。

< 今後の取組み（主なもの） >

- 妊婦健診結果等について、医師会（産婦人科医会）と共有し、産後の健診に繋がるような継続支援を平成 28 年度より実施する。
- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を図るため、全ての妊産婦に対し、妊娠中から産後数週間は電話・訪問等による「寄り添い型支援」を行う機能の設置について検討する。
- 保健福祉業務の再編に伴い、平成 29 年度中に乳幼児健康診査を 2 か所で実施する予定である。執務医については医師会の協力のもと、現在の乳幼児健康診査を円滑に移行し引き続き受診率の向上に努める。
- 民間事業者の設置する防犯カメラが相当数あることも踏まえ、民間事業者・警察・市の三者間での情報提供体制の構築や、防犯に対する意識付けに取り組む。また、街頭犯罪も防ぐ観点から、平成 27 年度の可動式防犯カメラの設置効果を検証し、その在り方についても検討する。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問員のスキルアップのための研修を継続していくとともに、妊娠期からの切れ目のない支援を全ての対象者に行うサポート体制の構築を図っていく中で、訪問実施率向上を目指す。
- 保育所の待機児童対策については、保育ニーズを見極め、小規模保育事業の新設を基本に量の確保を図るほか、公立保育所の民間移管に際して、改築による手法も取り入れるなど、私立・公立保育所の施設整備を含め、定員拡大を図る取組みについて検討する。
- 児童ホームの待機児童対策については、将来推計を参考としながら、引き続き民間事業者設置の児童ホームを活用することに加え、潮小学校など個別の状況を勘案する中で、不足教室の建設時に合わせて児童ホームの場所を確保するなど、適時適切な待機児童解消に取り組む。

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

< 取組み内容と課題（主なもの） >

- 6名の子どもの育ち支援ワーカーが配置校型6校（地区ごとに週1日特定の学校で活動）、派遣校型（学校の要請に応じて派遣）でスクールソーシャルワーク活動をしており、平成27年度は、小学校24校、中学校12校（配置校6校、派遣校30校）累計で小学校37校（88%）、中学校17校（89.5%）となった。また、制度活用促進のため、教育委員会と健康福祉局合同の第1回活動発表研修を実施した。子どもの育ち支援ワーカーの派遣要請も増え活動学校数は増加しているが、教員の人事異動などもあることから、活用方法・連携のあり方・制度への学校現場における理解の浸透が引き続き課題である。
- 要保護児童等の相談件数が増加傾向にある中、平成27年度は、要保護児童対策地域協議会の「代表者会」1回（32機関が参加）、「地区別実務者会」19回（うち1回は継続ケースの見直し会議）、「個別ケース検討会」165回（延べ264ケース）を開催し、適切な支援に努めた。相談件数の増加につれて、地区別実務者会でのケース1件あたりの議論が深まりにくいことや継続ケースの検討が不十分なことが課題である。
- 市内の高等学校等への進学率を生活保護世帯の子どものみを抽出して全体と比較した場合、平成24年度は7.1ポイント、平成25年度は7.3ポイント、平成26年度は7.6ポイント低かったことから、平成24年7月より小学4年生から中学3年生までを対象とし、地域における子どもの居場所、学習への動機付けを含めた補助学習の支援、社会性や他者との関係を育むことなどを目的とした体験学習などの学習支援を実施した。平成27年度から生活困窮者世帯の子どもも対象とし、市内3ヶ所で実施するなど、制度内容の拡充により定員を増やしており、生活保護世帯全体の子どもの高等学校等の進学率は平成27年度で3.2ポイント差まで改善した。今後、受け入れ児童に関して、より適切な対応を進めるため教育との連携を進めるほか、進学を控えた中学3年生以外も含めた需要を把握し検証を進めていく必要がある。
- 障害児通所支援の支給決定児童全員に対して、「障害児支援利用計画」を作成することが必須であるが、本市は平成28年3月末時点で全支給決定児童932人に対して428人の作成（作成達成率45.9%）であった。そのため、平成29年度までに作成達成率100%を目指し、「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」の運用を始めるとともに、障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所におけるネットワークづくりや意見交換会を実施した。障害児支援利用計画作成を進めるには、引き続き指定障害児相談支援事業所の設置促進や指導・助言等が必要となるため、行政職員や委託相談支援事業所の相談員の専門性を向上させ、段階的に増員していくことが課題となっている。
- 子育てコミュニティワーカーが地域へ出向き、子育て支援活動グループ等の主体的な取組みが進むよう情報提供などを働きかけるとともに、子育て支援の現状と課題、就学前の教育・保育についての基本的な考え方なども説明

し、子ども・子育て支援に興味・関心を深めてもらうよう取り組んだ。平成27年度は就学後の子どもに関する相談が増え、地域の取組みに対するワーカーの助言や情報提供、連携機関との顔つなぎなどの側面支援もあり、放課後の児童・生徒の居場所や、「食」を通じた地域の子どもと大人の交流の場所等の開設に至った。今後も庁内各課や関係機関等との連携を図りつつ、特定の地域に偏ることなくヒアリングし、課題やニーズを把握していくことが必要である。

- 尼崎市子どもの育ち支援センター機能の構築については、現状の組織を前提とするのではなく、本来望ましいセンター機能のあり方について、庁内の関係職員による会議体を設置し、検討を始めた。

<今後の取組み（主なもの）>

- スクールソーシャルワーク活動は、教育現場での認知が進んだことから、支援できる機会が増えている。引き続き、学校との連携をさらに強めるとともに、課題解決に向けた支援内容の振り返りを通じて、より質の高い支援を目指す。また、その成果やさらなる充実に向けての検証は、総合教育会議の中でも議論する。
- 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと児童虐待の適切な対応に努める。28年度に実施する全地区での見直しの結果をふまえて、これまで十分協議できていなかった継続ケースの状況確認や、現状に応じたケースの進行管理に努める。
- 学習支援事業について、引き続き参加が必要と考えられる世帯に働きかけるとともに、適切な対応を進めるため教育委員会との連携を図る。合わせて、3ヶ所に拡充した現状に対する需要を検証し、事業規模を検討する。また、高等学校進学後の中退防止についても、効果的な取組みを検証する。
- 障害児支援利用計画の作成達成率100%に向け取り組むとともに、相談支援体制の強化及び支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や休日・夜間も含めた緊急時（24時間体制）の相談支援体制の整備に向け検討する。
- コミュニティソーシャルワークについては、正規職員と非正規職員が担う役割を整理するとともに、職員の育成の観点も踏まえ、今後のあり方を引き続き検討し、地域社会全体での子育て環境の整備や充実に目指す。
- 尼崎市子どもの育ち支援センター機能の構築にあたっては、子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援を行うため、就学前後のつながりの強化を図るなど、必要な機能の検討に引き続き取り組む。また、センターが担う役割や機能を踏まえ、人員配置などの体制整備や施設整備のあり方についても併せて検討する。

豊かな心と生きる力をはぐくむ環境づくり

< 取組み内容と課題（主なもの） >

- 学力向上クリエイト事業等の継続的な取組みにより、学力面における全国平均との差は縮小傾向にあり、概ね全国レベルとなった。また、教員の指導力向上についても、多様ニーズに沿った研修の実施や授業改善アドバイザーの配置による継続指導などにより、「授業がよくわかる」と答えた児童生徒の割合は増加している。確かな学力の定着には、これらの取組みに加え、子どもの正しい生活習慣の確立が重要であることから、家庭学習の習慣化に向けた取組みが必要である。
- 本市の不登校出現率は、小・中学校ともに全国平均と比べて高い傾向にあるものの、平成 26 年度から「子どもの自立支援室」を設置し、児童生徒の体験活動や保護者相談、派遣型別室指導、教職員研修などを実施するなど、改善に向け取り組んでいる。また、長期欠席や不登校に至った背景や要因に家庭の問題がある場合には、子どもの育ち支援ワーカーとも連携しながら学校復帰に向けて取り組んだ。
- 各学校においては、学校評議員制度や学校評価を活用し、教育目標や教育計画、教育方法などについて保護者や地域住民などから広く意見を求め、学校運営に反映させるよう取り組んだ。学校の教育活動を更に充実させるため、開かれた学校として学校が目指す教育の姿を地域に発信し、学校・家庭・地域の連携が重要である。
- 放課後児童健全育成の取組みとして国が示した「放課後子ども総合プラン」に基づき、こどもクラブと児童ホームの一体型の運営を推進することとし、主に土曜日の活動においてこどもクラブと児童ホームの連携による実施など、留守宅児童だけでなく全ての児童がこどもクラブのプログラムに参加できるよう環境整備を進めた。
- 青少年センターは施設の老朽化が著しく進行しており、耐震性に問題を抱えていることから、利用者の安全・安心を最優先に点検や修繕による安全確保に努めた。また、全庁的なファシリティマネジメントの取組みの中で、青少年センターの移転や機能の見直しの検討に着手した。

＜今後の取組み（主なもの）＞

- 更なる学力の向上のため、各校では「学力向上アクションプラン」に基づいた新規事業を活用し、教育総合センターにおいてはアクティブ・ラーニングの学習モデルを研究し、成果を全校に広めて教員の指導力を高める。また、ＩＣＴを活用した家庭学習を推進し学習習慣の定着を図るとともに、教育に関する各種取組みを保護者だけでなく、市内外に積極的に情報発信していく。
- 不登校対策については「子どもの自立支援室」など既存事業の効果を検証し、子どもの育ち支援ワーカーなどとも連携しながら引き続き取組みを進めていく。また、「いじめ防止基本方針」に基づく各校での取組みについても引き続き検証していく。
- 全ての学校園における学校評議員制度の充実や、「学校評価」などの積極的な公表により、学校におけるＰＤＣＡサイクルに保護者や地域の意見を取り入れ、より一層開かれた学校づくりに取り組んでいく。
- こどもクラブについては、児童ホームの待機児童の受け皿になっている現状を踏まえ、更なるプログラムの充実に向けて取り組むとともに、一体型に取り組んでいるこどもクラブと児童ホームの更なる連携について検討する。
- 青少年の居場所づくりについては、青少年センター機能の見直しに合わせて現状のニーズを分析する中で、今後の青少年健全育成施策の在り方を検討し、更なる質の向上を目指す。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策(1) 安全に安心して生み育てるための支援

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
妊 産 婦 ・ 子 ど も へ の 健 康 づ く り 支 援	妊娠11週以内の届け出率	94.6%	↑	94.9%	○	【妊娠11週以内の届け出率】 ○妊婦健診費用助成事業の拡充等により、妊娠11週以内の妊娠届出率は年々上昇している。妊娠届出時に面接相談を実施し、ハイリスク妊婦のうち優先度の高い妊婦には継続した個別支援を行っているが、その他の不安を抱えた妊婦へのフォローは十分とはいえない。	【妊娠11週以内の届け出率】 ○妊娠前から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を図るため、全ての妊産婦に対し、妊娠中から産後数週間は電話・訪問等による「寄り添い型支援」を行う機能の設置について検討していく。
	乳幼児健康診査事業の受診率	3カ月児 95.5%	↑	3カ月児 97.2%	○	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ○未受診者への受診勧奨の取組みもあり検診受診率は上昇しており、平成27年度は他市並みの95%であった。今後は保健福祉業務の再編による移行と、執務医に関しては医師会との調整が課題である。 【休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制】 ○平成4年から365日体制を構築しているが、出産できる診療所の減少や市民への周知方法などの課題がある。 【小児救急医療電話相談の認知度】 ○阪神南圏域小児救急医療電話相談の相談件数は減傾向であるが、相談のみで終わるケースが多く、保護者の不安解消に一定寄与していると思われる。今後更なる利用増につながるよう、認知度を高める必要がある。	【乳幼児健康診査事業の受診率】 ○妊婦健診結果等について、医師会（産婦人科医会）と共有し、産後の健診に繋がるよう継続支援体制をH28年度より実施していく。 ○保健福祉業務の再編に伴い、H29年度中には、乳幼児健診を2か所で実施予定。執務医については医師会の協力のもと、現在の乳幼児健診を円滑に移行できるよう努める。 ○就学前後の発達障害児に対する支援体制については、保護者の気づきや早期支援のあり方、学校や医療機関との連携の在り方などを尼崎市子どもの育ち支援センターの機能を整理する中で検討していく。
		9～10カ月児 93.9%		9～10カ月児 93.6%			
		1歳6カ月児 94.4%		1歳6カ月児 93.8%			
		3歳児 92.2%		3歳児 92.6%			
	休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	100%	→	100%	○		
	小児救急医療電話相談の認知度	47.7%	↑	49.0%	○		【休日・夜間における救急対応及び小児救急医療電話相談】 ○小児科救急の受診に際し、かかりつけ医への早めの受診や電話相談の活用等により、不要不急の受診を控えるとともに保護者の不安を解消し、保護者や関係者に適正な受診を積極的に呼び掛けていく。
	予防接種(法定)の接種率 (麻疹・風しん)	1期 95.7%	↑	1期 94.3%	○	【予防接種の接種率】 ○麻疹・風しんの予防接種は、国が掲げる接種率95%を目標値としており、1期については目標をほぼ達成した。また、定期予防接種の接種率向上のため、案内文の見直しや接種機会を逃した市民が後日接種しやすくするため、行政措置予防接種の対象を見直した。	【予防接種の接種率】 ○予防接種率の向上を図るため、未接種者への接種勧奨に努める。
		2期 89.4%		2期 89.3%			
	毎日朝食を食べる人の割合 幼児は幼稚園・保育所(園)を通じた保護者向けアンケート結果より算出、小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出	幼児 94%	↑	幼児 97%	○	【毎日朝食を食べる人の割合】 ○ボランティアグループをはじめとする組織・団体等とのつながりを活かし、朝食を毎日食べる子どもを増やす取組みを学校や保育所等と連携・協働して確実に推進することとした。 【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ○尼っこ健診結果の有所見率が増加しており、特に血糖(HbA1c)の有所見率が高率になっている。保健指導の強化と教育委員会との連携による生活習慣改善教育の実施が必要である。	【毎日朝食を食べる人の割合】 ○規則正しい食習慣の実践を次世代につなぐため、子どもが望ましい食を選択し、調理実践できる取組を強化する。 【尼っこ健診における生活習慣病の有所見率】 ○小学校での教育実施率を向上させるため、副教材を用いた教育の手引き「小学校編」を作成する。 ○中学校における生活習慣病予防教育の標準化を行うため生活習慣病予防ガイドラインの手引き「中学校編」の作成に向けて検討を進める。
		小学生 93%		小学生 94%			
		中学生 89%		中学生 91%			
	尼っこ健診における生活習慣病の有所見率	52.2%	→	53.5%	○		
子 育 て し や す い ま ち に 向 け た 取 組 み	市内の犯罪認知件数	8,639件	↓	7,917件		【市内の犯罪認知件数】 ○ひったくり発生現場への表示板掲示、防犯講習会、自主防犯パトロールなど街頭犯罪防止に向けた取組みにより、平成27年のひったくり認知件数は平成26年と比較し79件の減(前年比53%減)と大幅な減少となった。 ○平成27年度からは、ひったくり発生状況に応じて設置場所を移動する可動式防犯カメラの設置・運用や、地域防犯力の向上のため、県補助と協調した防犯カメラ設置補助を実施したところである。	【市内の犯罪認知件数】 ○平成28年度は既設の民間カメラ設置状況を調査し、本市防犯カメラの位置づけを検証するとともに、市可動式防犯カメラと民間カメラを連携させ更に効果を高め、ひったくり撲滅に向けた取組を実施していく。 ○地域での自主防犯活動の活性化を図る等、防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指した取組を引き続き進めていく。(自転車盗難防止に向けた「ロックの日」キャンペーンの実施や見守りの目の増加に向けたウォーキングパトロール隊の設置運用など)
	市内の自転車関連事故件数	1,009件	↓	896件		【市内の自転車関連事故件数】 ○交通安全知識の向上を目指した取組について、その内容や実施方法を検討し、理解度に応じた効果的な交通安全教室を実施する。 ○児童・生徒への日常的な交通安全教育を目的に、平成28年度から公立小中学校に設置している交通安全リーダーについて、活動内容の充実やその他の教育主体や団体などに制度の拡充を図る。 ○自転車関連事故の減少を図るため、一時停止、交差点での安全確認、車道の左側通行の重点的な指導や、防犯カメラの映像により事故の怖さを認識させるといった、より効果的な教育手法の検討を行う。	

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標1 子育てを楽しむ家庭環境づくり

施策(2) 家庭の子育て環境の充実に向けた支援

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
家庭の子育てを支える取組み	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	47.7%	↑	48.9%	○	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ○あまっこねっとや各情報紙のほか、子育て応援サイト「あまっこいきいきナビ」の周知に努めた結果、アクセス件数は月平均6,600件台まで増加し子育て家庭の情報ニーズに一定寄与した。今後更に子育て家庭に対する情報の周知度合いを高めることが課題である。 ○児童扶養手当や自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付、母子・父子自立支援員による自立・就労相談支援、弁護士による離婚調停・養育費等の特別相談等のひとり親支援に取り組んだ。 ○ファミリーサポート事業におけるコーディネート力強化のため、平成27年度からアドバイザーを増員配置した結果、会員数が増加した。 ○延長保育や一時預かり、育児相談など多様化する保育ニーズへの対応に取り組んできた。また、公私立保育所に対する研修や、地域型保育事業所の巡回支援等の保育の質の向上のための取組も継続している。くわえて保育所では、園庭開放や保育体験など地域の子育て支援に努めている。	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ○今後も引き続き、利用者目線に立ち「探しやすい・伝わりやすい」を意識した情報の発信・提供に取組む。 ○利用者支援事業（基本型）について、平成29年度中の実施に向けて仕組みづくりや関係機関との調整を進める。 ○保育施設等の職員の資質向上のための研修計画等の構築や、教育委員会と連携し、保育所・幼稚園から小学校へのスムーズな接続やこれらの連携を深めるため実践的な交流を図る。
	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	89.4%	↑	89.7%	○	【こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率】 ○訪問員は子育て家庭に対する各種情報提供のほか、担当保健師と常に連携しながら訪問することで支援が必要な家庭の早期発見や適切な支援につなげており、更なる訪問実施率の引き上げが必要である。	【こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率】 ○訪問員のスキルアップのための研修を継続するとともに、妊娠期からの切れ目のない支援を全ての対象者に行うサポート体制の構築を図っていく中で、訪問実施率向上を目指す。
	つどいの広場利用者数	62,595人	↑	69,019人		【つどいの広場利用者数】 ○すこやかプラザの子育て支援ゾーンPALのほか10か所のつどいの広場を設置し、子育て親子が気軽に情報交換や交流できる場を提供した。 今後拠点等における個別ニーズに応じた利用者支援の充実が課題である。	
	保育所入所待機児童数 (翌年4月1日時点)	68人	↓	47人		【保育施設等入所待機児童数】 ○子ども・子育て支援事業計画を基本に保育の量の確保に取り組み、幼稚園等から認定こども園への移行や小規模保育事業の新設などにより合計424人の定員を拡充した。この定員増により、平成28年度当初の待機児童数は47人と前年度の68人から減少した。（未入所児童数は平成28年度当初295人と前年度の332人から減少） ○各家庭の状況や保育ニーズを把握する中で保育施設等の情報提供を行った。市ホームページに毎月、保育施設受入状況を掲載するほか窓口情報コーナーとキッズコーナーを設置し、分かりやすい資料の作成や相談しやすい雰囲気づくりに努めた。また保育所利用に至っていない保護者への現状や意向確認のためアフターフォローコールを実施した。利用希望者は増加傾向にあり、きめ細かな対応のための体制強化が必要である。	【保育施設等入所待機児童数】 ○関係部局の協力を得て保育所整備用地を確保し、民間移管を活用する中でのプレハブ保育所等の建替え等や、公立プレハブ保育所等の計画的な建替えに向け検討を進める。また、私立保育所施設の大規模改修等を行う法人に対して補助する。 ○子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育需要の高い地域に保育所や小規模保育事業を設置するなど、より適正な保育の量の確保を図る。
	児童ホーム入所待機児童数 (翌年5月1日時点)	377人	↓	344人		【児童ホーム入所待機児童数】 ○平成27年4月から対象年齢要件が小学校6年生まで拡大されたことなどにより、利用希望が急激に増加している中、平成28年度に向けて、金楽寺及び塚口の施設整備により40人ずつ定員を増員するとともに、新たに民間事業者に対する補助制度を創設するなど、定員拡大による待機児童の解消に取り組んだ。	【児童ホーム入所待機児童数】 ○待機児童の解消のため、民間事業者の活用とともに、将来推計を参考としながら、校舎活用や施設整備による公立児童ホームの定員増に取り組む。
子育てと仕事の調和の実現に向けた取組み	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	68.0%	↑	69.0%	○	【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】 ○女性の就労を支援するため、女性センターと県との共催による「育児復帰」や「小1の壁」など、働く女性が直面する問題をテーマとしたセミナーなど関係機関と連携し積極的な事業展開を図っている。 ○男女共同参画推進事業者認定制度により、認定事業者には入札参加資格加点をインセンティブとして付与するなど、事業者による取組の促進と他事業者への波及効果を狙っている。この認定制度は、2年ごとに募集を行っており、平成27年度は13社から25社へ増加した。認定事業者の中には、認定を機にワーク・ライフ・バランス研修を実施するなど取組の効果もみられる。	【「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加】 ○企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進については、市内経済団体等関連機関と連携を図り、効果的・効率的に取り組む。
	無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合	31.2%	↑	32.9%	○	○民間企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進を図るため、平成27年度から市内経済団体、労働者団体、市、県などによる「尼崎市の働きやすさを考える会」を設置し、情報共有及び今後の取組の方向性について協議を行う場を持っている。 【無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合】 ○しごと支援課のキャリア相談員を毎月1回女性センターに派遣し、就労相談や就職に向けた指導、助言を行ったほか10月に女性センターにおいて実施した「女性向けのしごと塾」では、14人が参加し7人が就職した。	【無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数のうち女性の就職件数の割合】 ○各関係部局間における庁内連携（連座）の取組等に主眼を置いた検討を進めていくとともに、地域の関係機関や自立支援を目指す各種団体等との幅広い連携、協働の取組等についても視野を広げる中で、本市の実情を踏まえた「しごと支援機能と福祉・保健施策との連携」の充実、強化を目指していく。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策(1) 社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
要保護・要支援の子どもとその家庭への支援	子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	30校	↑	36校	○	【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数】 ○6名の子どもの育ち支援ワーカーが配置校型6校（地区ごとに週1日特定の学校で活動）、派遣校型（学校の要請に応じて派遣）でスクールソーシャルワーク活動をしており、平成27年度は、小学校 24校、中学校 12校（配置校 6校、派遣校30校）で活動した。事業開始から6年間の制度活用は小学校37校（88%）、中学校17校（89.5%）となった。 ○家庭児童相談員、生活保護ケースワーカー、保健師等との連携により不登校が改善した事例もあり、学校現場からも福祉の視点からの活動が評価されつつある。 ○派遣要請も増えつつあり、活動学校数は増加しているが、教員の人事異動などもあることから、活用方法・連携のあり方・制度への学校現場における理解の浸透が引き続き課題となっている。	【子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数】 ○「配置校型」と「派遣校型」で活動を継続し、配置校では、小中連携の視点を持ち、関係する小中学校にもアウトリーチにより活用を働きかける。 ○引き続き教育委員会とも連携して、ワーカーの活動事例を示す研修会等を実施するなど、より具体的なスクールソーシャルワーク活動の周知に努め、積極的に学校の対応力向上や関係機関とのネットワーク構築といった学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めていく。
	子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数	202件	↑	258件	○	【子どもの育ち支援ワーカーが対応した相談件数】 ○相談件数は小学校108件、中学校150件で、主な相談種別は不登校（75件）・親の養育等（37件）・子供の性格や行動（34件）・発達障害（28件）に関するものとなっており、平成27年度においてもこれまで同様、不登校が一番多い。	
	要保護児童対策地域協議会の相談件数	1,827件	↑	2,379件		【要保護児童対策地域協議会の相談件数】 ○児童虐待防止に係る広報啓発やマスコミ等の報道により、市民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加など、要保護児童等の相談件数は年々増加傾向にある。それに伴い地区別実務者会での ケース1件あたりの負担が深まりにくいことや継続ケースの検討が不十分なこと大きな課題となっている。	【要保護児童対策地域協議会の相談件数】 ○課題となっている継続ケースの支援見直しについて、平成27年度は1地区分の見直しを実施した。平成28年度は全地区分の見直しに取組み、その結果をふまえてこれまで十分協議できていなかった継続ケースの状況確認や、現状に応じたケースの進行管理に努める。
	要保護児童に関する個別ケース検討件数	258件	↑	264件	○	【要保護児童に関する個別ケース検討件数】 ○平成27年度は、要保護児童対策地域協議会の「代表者会」1回（32機関が参加）、「地区別実務者会」19回（うち1回は継続ケースの見直し会議）、「個別ケース検討会」165回（延べ264ケース）を開催し、適切な支援に努めた。	
	母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数	5世帯	↑	5世帯	○	【母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数】 ○母子生活支援施設への入所について、夫等の暴力から逃れるため遠方の施設への入所措置が望ましいケースが多くなっている。入所後の生活についても、就労や生活の安定には相応の時間が必要であり、子の養育面や社会生活面においても課題を抱えている入所者が多い。状況に応じて助言指導しながら、入所児童の保育や学校への登校支援、家計相談、就労相談など、関係機関と連携した支援を行っている。	【母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構え退所した世帯数】 ○生活に様々な課題を抱える助産制度利用者や母子生活支援施設の入所者に対し、引き続き関係機関との積極的な連携を図り、必要に応じた支援を行っていく。
	生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	89.6%	↑	93.8%		【生活保護受給世帯の子どもの高校進学率】 ○平成24年度の市内の高等学校等の進学率97.5%に対して、生活保護世帯の子どもの進学率は90.4%と7.1ポイント差があり、平成25年度7.3ポイント、平成26年度7.6ポイントとなっている。こうしたことから、平成24年7月より小学4年生から中学3年生までを対象として、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援とともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援を委託実施している。 ○平成27年度からは生活困窮者世帯の子どもの対象として市内3ヶ所での実施とすることで、定員を増やしており、生活保護世帯全体の子どもの高等学校等の進学率は平成27年度で93.8%と増加している。今後、受け入れ児童に関して、より適切な対応を進めるため教育との連携を進めるほか、進学を控えた中学3年生以外も含めた需要を把握し検証を進めていく必要がある。	【生活保護受給世帯の子どもの高校進学率】 ○学習支援事業は、引き続き参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うとともに、補助学習の場としての役割だけでなく居場所としての役割もあることから、3ヶ所に拡充した現状における必要の検証を行う中で事業規模の検討を行っていく。また、適切な対応を進めるため教育委員会との意見交換等による連携を図る。 ○平成27年度から学習支援事業を利用した子どもの高等学校進学後の中退防止の取組を行っている。中学卒業後も教室へ参加し、支援員との面談や小中学生と接することで、就学への意欲喚起に資しているとみられることから、引き続き、効果的な取り組みを検証し進めていく。
障害のある子どもとその家庭への支援	障害児支援利用計画の作成達成率	4.2%	↑	45.9%	○	【障害児支援利用計画の作成達成率】 ○障害児通所支援の支給決定児童全員に対して、「障害児支援利用計画」を作成することが必須であるが、本市は平成28年3月末時点で全支給決定児童932人に対して428人の作成（作成達成率45.9%）であった。そのため、平成29年度までに作成達成率100%を目指し、「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」の運用を始めるとともに、障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所におけるネットワークづくりや意見交換会を実施した。障害児支援利用計画作成を進めるには、引き続き指定障害児相談支援事業所の設置促進や指導・助言等が必要となるため、行政職員や委託相談支援事業所の相談員の専門性を向上させ、段階的に増員していくことが課題となっている。	【障害児支援利用計画の作成達成率】 ○障害児支援利用計画の作成の推進に向けては、基幹相談支援センター機能を含めた障害者（児）相談支援事業に係る体制整備について、他都市の状況や「（仮称）保健福祉センター」の2所化計画の状況を踏まえ、必要に応じて外部資源の活用や既存の組織の業務内容等を精査した上、検討していく。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標2 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策(2) 地域で子育てを支えるための支援

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
地 域 の 子 育 て 力 を 高 め る 取 組 み	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	47.7%	↑	48.9%	○	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】及び【就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ○公立保育所では、地域の高齢者や子どもたちとの交流等を行う中でコミュニティの拠点の一つとなるよう地域活動事業を実施した。同事業が地域に根付いたものになるために本市ホームページ「ほいくしよ日記」において情報発信するとともに、近隣にチラシを配布するなど事業への参加を呼びかけた。また同事業の周知を図るため子育て情報誌「まみたん」に参加を呼びかける記事を掲載した。 ○就学後の子どもに関する相談が増えている中、地域の取組に対するワーカーの助言や情報提供、連携機関との顔つなぎなどの側面支援もあり、放課後の児童・生徒の居場所や、「食」を通じた地域の子どもと大人の交流の場所等の開設に至った。今後も庁内各課や関係機関等との連携を図りつつ、特定の地域に偏ることなくヒアリングを行い、課題やニーズを把握する必要がある。	【身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】及び【就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合】 ○子育てサークルや老人会等の団体に呼びかけ、公立保育所が、地域の様々な人々との交流を図ることに地域コミュニティの場としての役割を担っていく。
	子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	94.6%	↑	100%		【子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】 ○子どもの育ち支援条例の理念実現のため、子育てコミュニティワーカーが地域へ出向く中で、子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むように情報提供等の働きかけを行ってきた。また、ワーカーの活動によって、子育て支援の現状と課題、就学前の教育・保育についての基本的な考え方に関する説明も合わせて行うようにし、子ども・子育て支援に興味・関心を深めてもらうことにも取り組んだ。 ○「児童虐待と子どもの育ちの問題」をテーマにワークショップを行うとともに、可能な限り子育て活動グループ等が集う場に出向き、子どもの育ち支援条例を分かりやすく編集したパンフレット等を活用し説明等を行った。こうした取組により地域住民への条例の理念の普及、大人の役割等についての意識啓発を継続的に続けることができていると考えている（ワークショップ4回開催）。	【子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度】 ○関係各課や関係機関と一層の連携を図ることで、就学後も含め、子どもの育ちを支える地域活動の担い手となり得る新たな人材の発掘・育成や、地域住民が主体的につながるができるように子育て支援活動グループリーダー等の交流の場の設定等の側面支援に取り組む。
	子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数	31団体	↑	30団体		【子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数】 ○子育て親子同士の交流等を行うサークル活動を支援し、子育てに関する行政情報の提供等によるサークル活動の活性化に取り組んでいるが、サークル数は子育てコミュニティワーカーの支援等により新規に登録したサークルがある（2サークル）ものの、子どもの成長や保護者の就業などによる代表者や会員の退会等からサークル活動を廃止するケースなどにより、昨年度に比べて減少している（30サークル-25サークル）。なお、本制度には登録していないものの、県のまちの子育てひろばに登録している活動グループは多数（平成27年度末、194グループ）あり、子育て支援活動は広く実践されていることから、これら活動グループにも本制度を周知し登録を働きかける	【子育てに関する活動グループ（子育てサークル）数】 ○子育てサークルの新設や活性化を図るため、子育てコミュニティワーカーが活動に必要な場所等の情報を提供するなど、引き続き子育てサークルの運営の側面的支援に努めるとともに、登録の再募集など登録しやすい取組を進める。
	少年補導委員による補導活動の延べ人数	17,463人	↑	16,679人		【少年補導委員による補導活動の延べ人数】 ○少年補導委員による補導活動の他、地域や学校、警察など関係機関団体との情報交換を行うとともに、サポートセンターとの合同補導や昨年10月から中央地区一斉防犯パトロール（夜間巡回）に参加するなど連携の強化に努めた。また、主要ターミナルにおいて非行化防止キャンペーンを実施し、パネル展示やチラシ配布を行うとともに店舗に対して未成年者の飲酒防止やたばこ販売拒否要請のチラシを配布するなど非行化の未然防止に努めた。しかし、スマホなどによる情報手段の発達により、青少年を取り巻く環境は大きく変わり、交友関係が複雑・広範囲になり、いじめや犯罪などの問題行動が見えにくくなっているため、より一層の関係機関との連携強化が課題である。 ○今年4月、2年任期の補導委員の改選があり、定数430人に対して、366人（6月1日現在370人）が委嘱された。補導委員の定数確保のため、一昨年12月に新任の推薦基準をこれまでの65歳未満を2歳引き上げ67歳としたが、定数には至らなかった。	【少年補導委員による補導活動の延べ人数】 ○補導委員による声かけや見守り活動を行うとともに関係機関との情報交換や情報共有を図り、非行化の早期発見、未然防止に取り組む。また、補導委員に対して、今年4月に改正を行った兵庫県愛護条例について研修会を実施し意識の高揚を図るとともに、保護者や市民に対する啓発に取り組む。 ○次期委嘱（平成30年4月）に向け、これまでの「女性の方」という推薦基準をなくして、男性も委嘱することにより、定数の確保を目指す。
	就学前児童がいる世帯で、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	75.5%	↑	72.4%			

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標3 豊かな心と生きる力をはぐむ環境づくり

施策(1) 学校教育の充実に向けた取組み

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
学 力 向 上 及 び 健 全 な 心 身 の 育 成	学力調査における平均正答率の 全国との比較	小6 2.2～3.4	↑	小6 1.6～3.1	○	【学力調査における平均正答率の全国との比較】 ○「学力向上クリエイト事業」等の継続的な取組により、全国学力・学習状況調査においては、概ね全国レベルとなった。 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】 ○授業力向上に向けた校内での取組や多様なニーズに沿った研修を行い実践に生かしてきた。授業改善アドバイザーを配置し、教職経験の少ない教員への継続した指導により「授業がよくわかる」と答えた児童生徒の割合は増加している。また、尼崎市学力生活実態調査においても「他の先生が授業を見に来る」「教方に工夫をしている」と答えた児童生徒が増え、授業改善に効果が見られる。 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】 ○各学校では、「学力向上クリエイト事業」における放課後学習、自主学習ノートや家庭学習の手引き等を通して家庭学習の習慣化に向けた取組を進めており、「自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合」が平成26年度に比べ中学校では5.4%改善された。引き続き家庭において、計画的に予習・復習する取組を強化していく必要がある。 【不登校児童生徒の割合】 ○本市の不登校出現率は、小中学校ともに全国の出現率と比較すると高い傾向にあるが、ここ数年少しずつ改善されてきている。平成26年度から「子どもの自立支援室」を設置し、児童生徒の体験活動や保護者相談、派遣型別室指導、教職員研修等を実施することにより、長欠、不登校児童生徒の学校復帰や保護者支援、教職員の対応力の向上に取り組んでいる。また、家庭に課題のある児童生徒の対応については、子どもの育ち支援ワーカーとも連携し学校復帰に向けて取り組んでいる。 【小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点】 ○体育の授業の改善、全体的体育行事の実施、部活動の推進、平成27年度から小学校で実施している「あまっ子ジャンプチャレンジ事業」等に取り組んだ結果、新体力テストの平均得点が、平成26年度に比べ小学校で少し改善している。今後も子どもたちが目標を持ち、積極的に運動に取り組む授業やしかけを行っていく。	【学力調査における平均正答率の全国との比較】 ○各校では、「学力向上アクションプラン」に基づき、「アクティブ・ラーニング推進事業」「教員指導力向上事業」「学力定着支援事業」等の新規事業を活用して、学力向上に取り組む。また、教育振興基金事業「英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業」を実施し、英語力、コミュニケーション能力の向上を図る。 【授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合】 ○教育総合センターにおいてアクティブ・ラーニングの学習モデルを研究し、成果を全校に広め、教員の指導力を高める。また、教職員研修施設の移転に伴う研修の充実と先進研究の拠点として新機能を付加する。 【家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合】 ○ICTを活用した家庭学習等を推進することにより、学習習慣の定着を図る。 【不登校児童生徒の割合】 ○適応指導教室、訪問指導員等の取組とともに、子どもの自立支援室のセンター機能をより整備させ、不登校児童生徒の減少に取り組んでいく。また、平成27年度策定の「いじめ防止基本方針」に基づきいじめ問題対策審議会を機能させることで、いじめ防止や豊かな心の育成に努める。
		中3 1.9～3.2		中3 1.2～2.4	○		
	授業の内容はよくわかると答えた 児童生徒の割合	小6 国語 72.3% 小6 算数 73.3%	↑	小6 国語 74.2% 小6 算数 77.5%	○		
		中3 国語 69.3% 中3 算数 67.8%		中3 国語 73.4% 中3 算数 66.5%	○		
	家で、自分で計画を立てて勉強を していると答えた児童生徒の割合	小6 47.4%	↑	小6 47.3%	○		
		中3 37.3%		中3 42.7%	○		
	不登校児童生徒の割合	小 0.56%	↓	小 0.55%	○		
		中 4.21%		中 4.03%	○		
教 育 整 備 の 環 境	普通教室空調機設置率	小 48.4%	↑	小 56.1%	○	【普通教室空調機設置率】 ○空調整備については、平成26年度に実施した総合計画キャラバンにおいて、暑さによる学習や健康への懸念、学校間の格差解消、耐震化工事などの一体的工事によるコスト削減などの意見があった。これらのことを踏まえ、平成29年度までに全ての空調機未設置校への整備に向けた取組を進めている。	【普通教室空調機設置率】 ○児童・生徒の健康の保持増進及び良好な学習環境の創出を図るため、全ての空調機未設置校への整備に向けた取組を進めていくこととし、平成27年度に行った設計に基づき、平成28年度及び平成29年度に工事を実施していく。また、全校への空調機設置を受け、中学校は平成29年度から、小学校は平成30年度から夏休み期間を短縮し、更なる学力向上などに取り組む。
		中 52.3%		中 52.9%	○		
学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 社 会 の 連 携	学校の教育活動にかかわりを 持っている市民の割合	30.4%	↑	33.1%	○	【学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合】 ○家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりが求められる中、子どもの学習支援や環境整備など様々な学校支援活動に、保護者や地域住民が学校支援ボランティアとして参画することを通じた、学校と地域の相互理解や信頼関係の構築が必要である。そこで、従来からの大学生や地域人材の活用やその取組を円滑に進めるため、平成26年度に作成した「尼崎市スクールサポーターガイドライン」を平成27年度に改訂し、活用している。	【学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合】 ○食育、基本的な生活習慣の確立、SNSやスマホの使用法などのルール作りは、家庭との連携が必要であり、これらの取組を強化する。
	今住んでいる地域の行事に参加し ていると回答する児童生徒の割合	小6 44.5%	↑	小6 42.3%	○	【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び 【地域や社会で起こっている問題や出来事に興味があると回答する児童生徒の割合】 ○望ましい人間関係を築く力を育み、主体的に地域や社会に参画し行動する力を育成するため、中学校において平成24年から「社会力育成事業」を実施してきた。「今住んでいる地域の行事に参加する」「地域や社会で起こっている問題や行事に関心がある」児童生徒の割合は、平成19年度と比べて小中学校ともに改善している。引き続き「社会力育成事業」やさまざまな活動を通して児童生徒にとって身近な課題に取り組むとともに、より一層地域参画につなげることが必要である。	【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び 【地域や社会で起こっている問題や出来事に興味があると回答する児童生徒の割合】 ○9校で実施してきた社会力育成事業実施校の取組を、平成28年度からは、市内全中学校に広め、学校や地域社会等において、よりよい集団づくりのための意識や行動力を身につけさせる。
		中3 21.5%		中3 22.3%	○		
	地域や社会で起こっている問題や 出来事に興味があると回答する児童 生徒の割合	小6 53.6%	↑	小6 53.3%	○	【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び 【地域や社会で起こっている問題や出来事に興味があると回答する児童生徒の割合】 ○望ましい人間関係を築く力を育み、主体的に地域や社会に参画し行動する力を育成するため、中学校において平成24年から「社会力育成事業」を実施してきた。「今住んでいる地域の行事に参加する」「地域や社会で起こっている問題や行事に関心がある」児童生徒の割合は、平成19年度と比べて小中学校ともに改善している。引き続き「社会力育成事業」やさまざまな活動を通して児童生徒にとって身近な課題に取り組むとともに、より一層地域参画につなげることが必要である。	【今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合】及び 【地域や社会で起こっている問題や出来事に興味があると回答する児童生徒の割合】 ○9校で実施してきた社会力育成事業実施校の取組を、平成28年度からは、市内全中学校に広め、学校や地域社会等において、よりよい集団づくりのための意識や行動力を身につけさせる。
		中3 45.8%		中3 45.2%	○		
	のびよっ健康育成事業への 参加者数	80,374人	↑	81,026人	○	【のびよっ健康育成事業への参加者数】 ○「のびよっ健康育成事業」への参加者数は年々増加しており、児童生徒が家庭や地域の人々とともに、あいさつ運動や地域の美化活動、コンサート活動など、地域に根付いた組織的な健康育成活動により、地域との連帯感が高まっている。	【のびよっ健康育成事業への参加者数】 ○「のびよっ健康育成事業」への参加者数は年々増加しており、児童生徒が家庭や地域の人々とともに、あいさつ運動や地域の美化活動、コンサート活動など、地域に根付いた組織的な健康育成活動により、地域との連帯感が高まっている。
学 校 評 価	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校 の連携を深め、信頼され、活気に満ちた 学校づくりに取り組む」に係る学校関係 者評価の平均評価値	3.3点	↑	3.4点	○	【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活気に満ちた学校づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】 ○各学校においては、学校評議員制度や学校評価を活用し、教育目標や教育計画、教育方法等について保護者や地域住民等から広く意見を求め、学校運営に反映させていく取組を行っている。また、引き続き、開かれた学校として学校が目指す教育の姿を地域に発信し、家庭・地域・学校の三者の連携することで、学校の教育活動を充実させていく。	【学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活気に満ちた学校づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値】 ○全ての学校園における学校評議員制度の充実や、「学校評価」等の積極的な公表により、学校におけるPDCAサイクルに保護者、地域の意見を取り入れ、より一層開かれた学校づくりに取り組んでいく。

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の平成27年度実施状況

目標3 豊かな心と生きる力をはぐむ環境づくり

施策(2) 青少年の健全育成のための支援

方 施 向 策 性 の	指 標	平成26年度の値	目指す 方向	平成27年度の値	達成 状況	指標に関連する平成27年度の実施内容と課題	今後の取組
多様な学習機会の提供	生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)	16,795人	→	18,273人		【生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】 ○平成28年度実施の「生き方探究キャリア教育支援事業」を平成27年度に試行的に実施したところ、児童生徒が協力事業者による講義や実習等を通して学ぶことや働くこと、自分らしい生き方について考える機会を提供できた。公民館においては、今後もこうした事業の充実を図るとともに、地域に内在する課題に気づきを促す体験の提供や、課題の発見及び解決につなげていくための事業の企画立案、受講者の行動を促すコーディネートを一層進めていく必要がある。 ○「サッカーロボットプログラム講座事業」は、開催日数と受講料の見直しを行ったことで、参加者数の増加(1回あたり10人の増)につながったが、使用する機材の老朽化など、運用面での課題が生じてきており、事業の持続可能性の面から、今後のあり方を検討する必要がある。	【生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】 ○公民館事業においては、学校教育と社会教育との連携のもと、子どもを含めた地域住民同士の学びあいを進め、地域への愛着の醸成につなげる「生き方探究キャリア教育支援事業」を一層推進していく。
	図書館行事への参加人数	7,764人	↑	9,594人		【図書館行事への参加人数】 ○図書館児童室の開架時間延長及び貸出上限冊数を拡大するとともに、新たな子ども向け行事や成人層対象の特別講座などを実施し、展示や特設コーナーを強化することで行事参加者数も前年度比で1,830人増加した。 ○「学校図書ボランティア育成事業」は参加希望校が5校増えた。そして、学校を支援するため新設した「特別支援ボランティア養成事業」には60名の参加があり、24名が実働に至った。また、「地域による土曜学習支援モデル事業」は、3校での実施をサポートした。	
多世代・異年齢との交流	家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)	18,471人	→	19,224人		【家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】 ○家庭・地域教育推進事業の核となっている「子育て学習世代間交流事業」では、各公民館と各地区保健センターの保健師及び主任児童委員の方々が連携し、地域のボランティアの協力を得ながら、地域ぐるみで子育てをサポートしていく体制づくりに努めており、平成27年度の参加者は延べ2,982人であった。	【家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)】 ○今後も、様々な主体の協力を得て、更に効果的な事業展開を図っていくこととし、平成28年度は、立花地区で子育て支援に関わっている各団体の絆を深め、地域の子育て支援に関する取組を一層進めていくことを目的に、学びの場の提供として「立花[りっばな]子育てひろばサミット」を開催する。
青少年の主体的な活動支援	青少年活動の団体数	24団体	↑	28団体	○	【青少年センターの居場所の利用人数(16:30時点)】 ○青少年センターのロビーを中心とした居場所づくり事業は、居場所での交流を促進する体験メニューの定着、支援スタッフの確保と人材育成研修の実施等により、平成27年度の利用者数は、事業取組時(平成22年度)と比較して約2.8倍増加の4,594人となり、目標値の4,000人を達成し、青少年の主体的な取組に寄与した。 ○青少年センターは、施設の老朽化が著しく進行し、また、建築基準法改正により新耐震基準が導入された昭和56年以前の建物であるにも関わらず、耐震補強工事を行っていないことから、耐震性に問題を抱えている。そのため、利用者の安全・安心を最優先に点検・修繕を実施し、安全確保に努めた。また、全庁的なファシリティマネジメントの取組の中で、青少年センターの移転や機能の見直しの検討に着手した。	【青少年センターの居場所の利用人数(16:30時点)】 ○青少年センターは、施設の老朽化が著しく進行していることから、当面は、利用者の安全確保を最優先に修繕等を実施し施設の維持管理に努めることとする。また、青少年の居場所づくりをはじめとした今後の青少年の健全育成施策の在り方を検討する中で、青少年団体や少年音楽隊の練習・活動場所を確保しつつ、青少年が更に利用し参加しやすくなるよう、旧聖トマス大学や地域の施設の活用を視野に、全庁的な観点から同センターの機能の見直しを検討する。
	青少年センターの居場所の利用人数(16:30時点)	4,022人	↑	4,594人	○		
	青少年の居場所の数	7箇所	↑	7箇所	○	【青少年の居場所の数】 ○市内7か所の地域の居場所については、従来からの情報発信面での連携のほか、定例連絡会議を開催する地域への積極的な参加によって、情報収集面等で一層の連携が図られた。しかしながら、市内全域をカバーできていないことから、居場所づくり事業のさらなる浸透が課題である。	【青少年の居場所の数】 ○引き続き居場所づくり事業の充実を図るため、定例連絡会議を開催する地域への積極的な参加等によりコミュニティソーシャルワーカーや地域との連携を強化し、地域の情報収集と居場所の課題の共有化に努める。また、青少年の居場所について、箇所数や利用者数は目標値を達成しているものの、空白地域があることから、民間施設を含めた新たな居場所の担い手や今後の居場所づくりの運営方法等について検討する。
	こどもクラブの登録児童率	33.32%	↑	34.11%		【こどもクラブの延べ参加者数(児童ホーム待機児童を除く)】 ○NPO、ボランティア、子ども会等をはじめ、様々な人的地域資源を活用しながら共催事業を実施するなど、多様な体験活動やプログラムを実施することで、こどもクラブ登録率増加に努めたが、市全体としての延べ参加人数は減少している。児童数の減少や共働き家庭等の増加に伴う児童ホームの利用数増加及び習い事などによる放課後時間の減少などが要因と考えられるが、地域や校区により利用状況に差がある。	【こどもクラブの延べ参加者数(児童ホーム待機児童を除く)】 ○国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「一休型」のこどもクラブ・児童ホーム事業の取り組みを推進するため、引き続き、NPOや地域等との連携の一層強化を図り、両事業の運営形態を継続しながら、児童ホーム事業と連携した放課後児童対策事業として取り組む。
	青少年いこいの家の利用者数	12,764人	↑	13,946人		【青少年いこいの家の利用者数】 ○平成27年度は、指定管理者により、これまでなかったエアコンを館内全宿泊室に設置したり、敷地内には自然を生かしたアスレチックを設置するなど、利用者の利便性の向上に努めた結果利用者数は前年度より増加しているものの、施設の老朽化が進んでおり、今後の施設のあり方等の構築が課題となっている。	【青少年いこいの家の利用者数】 ○指定管理者による施設の魅力向上のための投資事業が一定終了することから、投資事業以外での、施設の魅力向上(自主事業の充実等)とPRのための新たな取り組みを促進する。また、施設の老朽化が進んでいることから、施設の維持管理には利用者の安全確保に努めるとともに、ファシリティマネジメントの取組の中で、関係各課と調整し、今後の施設のあり方について検討する。

資料編

< 参考 1 > ライフステージからみた子育て支援の取組み（主なもの）

目標	施策	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
子育てを楽しむための支援	産み育てるための安心して	母子健康手帳の交付 予防接種（水痘（水ぼうそう）・BCG・四種混合ワクチン・麻しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン など）																			
		妊婦健診 乳幼児健診（3か月・9か月・1歳6か月・3歳）										思春期健康教育（喫煙・飲酒・性に関する正しい知識）									
		妊産婦訪問・新生児訪問・未熟児訪問 親子歯科健診																			
		妊婦歯科健診 食育の推進（各種講座・人材養成など）										（尼っこ健診）					（尼っこ健診）				
家庭の子育て環境の充実に向けた支援	家庭の子育て環境の充実に	マタニティセミナー 出産一時金 小児救急医療電話相談																			
		保健相談																			
		交通安全教室などによる交通マナーやモラルの普及・啓発																			
		地域との協働による見守り活動、可動式防犯カメラの設置																			
すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	あまっこいきいきナビ、あまっこねっと、ピギナス 市報、ホームページ																			
		ファミリーサポートセンター																			
		すこやかプラザ、つどいの広場																			
		乳幼児医療費助成、こども医療費助成、児童手当																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	学校教育の充実に向けた取組み	母子家庭等地域生活支援、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金																			
		こんにちは赤ちゃん 一時預かり、延長保育 病児・病後児保育																			
		保育所（園）・認定こども園における教育・保育の実施 児童ホーム																			
		育児支援専門員派遣 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育） 総合的利用者支援																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	青少年健全育成のための支援	企業等への啓発、女性・勤労婦人センター（各種講座・イベント等）																			
		障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害者（児）医療費助成、補装具・日常生活用具の給付等、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成、リフト付自動車派遣、福祉タクシー利用料助成、障害者バス特別乗車証交付																			
		児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害者（児）移動支援、障害者（児）日中一時支援																			
		障害児相談支援																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	豊かな心と生きる力を育むための支援	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・見守り活動																			
		生活保護受給家庭・生活困窮家庭の児童生徒に対する学習支援																			
		スクールソーシャルワーク																			
		要保護児童対策地域協議会、子ども家庭相談、ショートステイ、母子生活支援施設																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	豊かな心と生きる力を育むための支援	子育てサークル 子ども会（リーダーズスクール）																			
		赤ちゃんの駅 スポーツ少年団や青少年を対象とした活動団体によるイベント・交流																			
		保育所（園）・認定こども園における地域の親子同士や高齢者など多世代との交流																			
		少年指導員による地域巡回・声かけ・相談・補導などの活動																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	豊かな心と生きる力を育むための支援	教育相談																			
		特別支援教育																			
		私立幼稚園就園奨励補助 幼稚園における教育・保育の実施										要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助 環境体験 自然学校 青少年芸術体験 トライやる・ウィーク 高校生就業体験									
		学力向上への取り組み 児童生徒の健全育成、こころの教育推進、いじめの防止																			
豊かな心と生きる力を育むための支援	豊かな心と生きる力を育むための支援	図書館での読み聞かせ、幼少期の英語学習応援 青少年センター（異年齢交流、居場所）、青少年体育道場（柔道、剣道やレクリエーション活動など）																			
		公民館での読み聞かせ、世代間交流、イベント、まつり など 青少年種目別交流大会（体操、バレーボールなど）																			
		子ども会（地域のイベント、まつり、野外活動） 少年音楽隊																			
		こどもクラブ 青少年いこいの家、丹波少年自然の家、美方高原自然の家																			

2 尼崎市子どもの育ち支援条例

○ 尼崎市子どもの育ち支援条例

平成 21 年 12 月 18 日

条例第 41 号

改正 平成 25 年 3 月 7 日 条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 大人の役割等（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 子どもの主体性のはぐくみ（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 子どもに関する施策の策定及び推進（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 子どもの育ちを支える仕組み（第 13 条—第 17 条）

第 6 章 雑則（第 18 条—第 20 条）

付則

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にすること、他者を尊重すること、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、

子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住する者、子ども施設に在籍する者又は市内に勤務場所を有する者で、その出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 児童の権利に関する条約において児童の権利として定めるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は市内に存するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。
- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態若しくは非行その他の問題行動を行っている状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の

利益が考慮されること。

- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切に
して主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責
務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子
どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な
取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、
子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大
きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果
たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社
会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支える
こと。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人
間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能
があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割
を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活
することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付ける
ことができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会
づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努
めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長
に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規
範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長
に応じ、その育ちを支えること。

- (3) 要支援の状態にある子ども（以下「要支援の子ども」という。）の早期発見及びその支援を行うこと。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。
- (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。
- (4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

（子どもの主体性のはぐくみ）

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

- (1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 社会生活上の決まりを守ること。
- (3) 他者とかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

（子どもの主体的活動への支援）

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営

による活動（以下これらを「子どもの主体的活動」という。）への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

（子どもに関する施策の策定及び推進）

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境づくり及び子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくりに関すること。
- (3) 子ども同士のかかわり合い及び子どもの多様な体験の機会づくりに関すること。
- (4) 子どもの主体的活動の機会づくりに関すること。
- (5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境づくりに関すること。

（推進計画等）

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 5 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じて子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

（平25条例18・一部改正）

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

（地域社会の子育て機能の向上）

第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。

- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。

(2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。

3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。

3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

（体制の整備等）

第 17 条 市は、第 13 条第 2 項の規定により講ずる措置及び第 14 条第 1 項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

2 市は、第 13 条から前条まで（第 14 条第 1 項ただし書を除く。）の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み（以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。）及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第 6 章 雑則

（調査研究）

第 18 条 市は、第 11 条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

（財政上の措置）

第 19 条 市は、第 11 条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 章の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 18 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。